

コラム2

特別な支援を必要とする子どもの活動

障害をもった子どもにメディアは有効なのでしょうか。

人との関わりをつくる入り口として

特別な支援を必要とする子どもの障がいは、ひとりひとりさまざまであることから、その子の発達過程の特性を捉えて、適切な援助が何であるかを見極める作業がはじめに必要となります。そのためには、保育の観察記録だけではなく、専門機関や専門家と連携をして発達検査の実施や面接を行うなど、できるだけ多面的に発達を把握することが大切です。

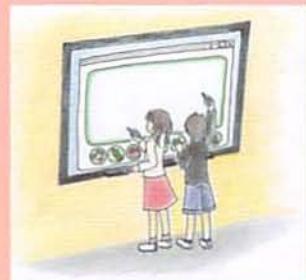
保育の計画には、個人の発達過程に合った関わりと、集団生活のなかでの関わりの二つを結びつけながら柔軟に対応していくことが求められます。この二つの関わりを結びつけるためにメディアを活用することができます。

たとえば、ことばを聞いて理解することはできますが、人に興味をもつことが苦手なため対人関係を築くことに困難を感じている自閉症の子どもがいたとします。友達と遊ぶおもちゃは複雑に感じて、あまり興味が持てないようです。

そのようなときに、パソコンの特徴である再現性があり、双方向性で簡単に操作ができる点を活用することができます。ディスプレイは、子どもにとってより簡単に操作ができるのでタッチパネル式が使いやすいでしょう。また、ソフトウェアは、わかりやすく、簡単な操作であること、他者との関わりを持てる内容がよいでしょう。

誰かと一緒に協力してしか解決できない課題を設定することは人に興味を持つ入り口として利用できます。また、瞬時に何度もやり直しができ、タッチパネルに触るだけで音が鳴り、画面が変化するなど反応を設定することで、自己効力感を感じるための道具としても活用できます。

これはひとつの活用事例ですが、このようにメディアは、子どもの障害に合わせて変化をつけられる可塑性を秘めた道具と言えるでしょう。



幼稚園教育要領 第3章 第1 2 特に留意事項

(2) 障害のある児童の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

保育所保育指針 第4章 1 保育の計画及び評価 1- (三) -ウ 障害のある子どもの保育

障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。

また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。